

特集2●社会福祉に問われる今（第19回会宿研究会）

社会福祉と国家

—資本主義社会の発展の中で—

石川康宏

1) はじめに——お話の柱について

私は、日常的に社会福祉政策の動向をきちんと押さえる作業をしているわけではありませんので、今日は、今私たちが暮らしているこの資本主義社会の現状を大極的に捉えた上で、そのなかで社会福祉・社会保障がどういう位置にあるかということについての私なりの理解を示し、問題提起を行わせていただきたいと思います。

国民が国家に対して幸福な生活の保障を求める社会権や、社会権にもとづく社会保障は資本主義社会の発展のなかで初めて誕生しました。その意味では、公的保障は資本主義国家の性質と深くかわります。

今日のお話の組み立てと問題意識についてですが、1点目は、私なりに資本の発展についてどう考えているかということについてです。これについては『経済』2015年1月号に「資本主義の発展段階を考える」というテーマで書きました。簡単にいうと、従来型の「自由競争の資本主義」「独占資本主義」「国家独占資本主義」という発展段階論は、資本主義のもっとも根本的な発展段階の把握とはいえないのではないということです。1点目は「資本主義の発展をどう捉えるか」についてです。

2点目は、昨年夏に、労働者教育運動の全国学

習交流集会で話をする機会があったのですが、その時に「資本主義の発展と憲法の発展」という問題に触れました。主に自由権を掲げて作りあげられ、歴史上最初の立憲主義を体現した憲法、つまり近代憲法が、ブルジョア革命の過程で生み出されます。しかし、経済活動の「自由」だけでは生きることができないという現実と直面した労働者たちが社会権を求めるようになり、それが憲法にも書き込まれるようになる。それを憲法学者たちは、近代憲法から現代憲法への発展と捉えているようですが、そういう発展を資本主義の社会がどのように作りあげたか、という点についてです。これは社会福祉・社会保障が資本主義の中でどのようにして誕生したのかということにかかわる問題です。

3点目は、日本における憲法の歴史についてです。日本にも、大日本帝国憲法と日本国憲法と、形式のうえでは近代憲法と現代憲法の二つの憲法があります。しかし、大日本帝国憲法には国民の自由権がほぼ何も記されていません。他方で、戦後の日本国憲法はその反対に世界史の最先端をいく内容となりました。しかし、今度は、国民がその内容の理解に追いつけないという問題が生まれます。それが「自己責任」論により、社会権の中軸をなす生存権を骨抜きにされることに対して、国民が敏感に抵抗することができない今日の問題を生んでいます。条文そのものとその下でくらす

人間の社会的成熟度の落差の問題です。

4点目は、研究と運動の課題についてです。大きく、以上のような柱でお話させていただきます。

2) 資本主義の発展をどうとらえるか

①レーニンが根本をすえた段階論の「通説」

〔「計画性」を段階区分の基準に〕

まず自由競争段階、独占資本主義段階、国家独占資本主義段階という通説的な資本主義の発展段階論についてです。具体的な議論にはいろいろなバリエーションがありますが、この考え方の根本を提示したのはレーニンでした。各種のバリエーションに共通しているのは、自由競争から計画性へという資本主義の「計画」化の度合いを基準に、資本主義の発展をとらえるという見地です。

少し議論を紹介すると、まず産業革命を通じて機械制大工業が成立します。機械制大工業はそれ以前の社会には存在しない資本主義に独自の生産様式です。イギリスに一番早く成立しますが、それが19世紀の前半、1830年代頃といわれています。それによって資本主義は自分の足で立つようになり、そこから「自由競争の資本主義」がしばらく続きます。

その後、1873年から「大不況」と言われる時期に入ります。およそ1/4世紀におよぶ深刻な不況ですが、その生き残り競争の中で諸企業が淘汰され、また今日のように株式会社を当たり前の形とする大企業が形成されます。そうして大企業中心型のいわゆる独占資本主義が形成されるとレーニンは考えました。自由競争の資本主義にかわって、強いものが弱いものを計画的に絞め殺し、強いもの同士が競争を制限して手を組み合う、こういう資本主義に変っていった。独占資本本位の計画化が導入されたという分析です。

その後、1914年に開始された第一次大戦を画期として、国家が経済に恒常的に介入するようになります。最初は戦争を遂行するための統制経済でした。第一次大戦後、そのような統制経済は後退しますが、1929年の世界「大恐慌」をきっかけに、再び国家の経済への介入が強化され、それ以降、国家は経済に恒常的に介入するようになります。アメリカで社会保障法が成立したのもこの過程でのことでした。

現代の日本でも、国家が雇用（失業率）をどうする、経済成長率を何%にするなどの経済計画をもつのが当たり前になっていますが、それが国家が経済に恒常的に介入するということの一例です。

レーニンは1924年に亡くなりますから、「大恐慌」による資本主義の変化を見ることはできませんでした。それでも第一次大戦下の戦時統制経済に着目して、これを国家独占資本主義と名付けており、後の人々は「大恐慌」や第二次世界大戦による資本主義の変化を国家独占資本主義の発展と位置づけていきました。

これが自由競争の資本主義、独占資本主義、国家独占資本主義という資本主義発展段階論のおおよその内容です。発展の基準とされているのは資本間の関係の計画化、さらには国家をも活用した社会的生産の計画化です。計画化がどこまで深まっているかということです。

レーニンの『帝国主義論』という著作から引用しておくと、独占資本主義は「競争の完全な自由から完全な社会化への過渡的な、ある新しい社会秩序」であるとなっています。「競争の完全な自由」というのは、資本主義の自由競争段階のことです。19世紀の半ばくらいの状況のことです。そのあとに出てくる「完全な社会化」というのは、社会主義のことです。『帝国主義論』を書いた時点のレーニンにとっては、社会主義は市場も貨幣も存在しない、完全に計画化された経済にもとづく社会でした。資本主義は自由競争の段階から、そうした完全に計画化された社会主義に向かって変化するのであり、資本主義の枠内にありながらもそこへ向かう過渡期に入ったのが独占資本主義なのだと言われました。ですから、それは「死滅しつつある資本主義」とも規定されています。

また、レーニンは自由競争を「資本主義と商品生産一般との基本的な特質」と述べ、独占をその「直接の対立物」ととらえます。つまり、レー

ニンは自由競争を資本主義の資本間関係の本来的な姿ととらえていたわけです。ここで資本主義の特質と商品生産の特質を同じものだととらえている点は、後にエンゲルスの資本主義論との関係で問題にしたいと思います。

国家独占資本主義については、レーニンにまつまった著作があるわけではありません。目の前で第一次世界大戦が起っており、国家が経済に介入する戦時統制経済が生まれているのを見て、これを断片的に分析した書き物が残っているだけです。

その中でもっとも総括的な規定は「資本主義の巨大な力と国家の巨大な力を単一の機構」に結合した資本主義というものだと思います。独占資本主義と国家との結合ということです。自由競争段階では、国家は経済に口出しをしない、国家は「夜警国家」のように経済活動の自由を保障していればよかったです。そこに変化が生まれたということです。

レーニンが見た経済は戦時統制経済で、それは「幾千万の人々」を「組織する」ものになります。第二次大戦の日本にも国家総動員法がありましたが、要するに戦争に勝利するということを最優先に、それに必要な物資を生産するために資源を国家が配分する、労働力を軍事産業に動員するといったことが起ったのです。その過程で巨大企業が大きな利益をあげることもありましたが、しかし、より大きな目的として戦争への勝利が位置づけられました。その点では、巨大企業と国家との関係についても、今日のような平時の関係とは違った国家の主導性がありました。

そういう状況を見てレーニンは、社会・経済の全体を主導的に管理する国家を、戦争のために人民を抑圧する国家から、人民のために平和と豊かさを追求する国家に転換すれば、社会は一挙にかわる、人民のために社会全体を計画的に管理することができるようになると思いました。そしてレーニンは、そういう戦時統制経済型の国家独占資本主義を「社会主義のためのもっとも完全な物質的準備であり、社会主義の入口」だと言いました。つまり、これもまた計画化の深化なのです。

自由競争から独占への転化による計画化に加え、国家が計画化の主人公として立ち上がった。そこを最大のメルクマールにして資本主義の歴史的に新しい段階をとらえたのです。これは「死滅しつつある資本主義」をさらに深く進んだ段階でもありました。

レーニンの独占資本主義論、国家独占資本主義論はこのように、社会主義への過渡期、社会主義へ向けて死滅しつつある資本主義という歴史的な地位の規定と一体のものでした。しかし、その歴史的地位の規定は、20世紀の資本主義の発展という事実によって裏切られてしまいます。「死滅」ではなく大規模な「発展」こそが、この時代の資本主義を特徴づけるものとなってしまったからです。

どこからそういう間違いが導かれたのか。そのことを明らかにせずに、同じ段階論をそのまま採用しつづけることはできないのではないのでしょうか。

【先にあった「終わりの時代」論】

そのような問題意識をもってレーニンを読み返す時に、あらためて検討すべき問題として浮かび上がることの一つは、独占資本主義論の解明の前にレーニンには資本主義の「終わりの時代」論があったということです。『帝国主義論』の段階では、独占資本主義の構造分析があって、その論理的帰結として「死滅しつつある段階」論が導かれるという手順になっているのですが、じつは、レーニン個人の理論史にあっては「終わりの時代」論が先になっています。「終わりの時代」という認識が先あって、それに後から、それを根拠づけるものとしての独占資本主義の「発見」がやってくるのです。

では「終わりの時代」という時代認識はどこから生まれたものか。同時代にローザルクセンブルクというヨーロッパで活躍した女性の革命家が出て、『資本蓄積論』という著書を出しています。レーニンはマルクス『資本論』についての理解が違くと批判したりもしましたが、全体としては高く評価した革命家です。そのローザの本の中に

も、「現代が死滅しつつある時代だから」という文章が、特別の注釈なしにボンと出てきます。

それから、エンゲルスはレーニンが25才の年、1895年に亡くなっているのですが、20世紀の最終段階に、ドイツでは選挙のたびにドイツ社会民主党という労働者の党が、国会での議席をどんどん増していきます。1890年の帝国議会選挙では得票率20%の水準に達し、エンゲルスはある手紙の中でこれを「ドイツ革命の開始の日」「古い安定は永遠に去ってしまった」と書きました。

おそらくこういう認識は19世紀終わりから20世紀初頭にかけての革命家たちにはかなり共通したものであり、レーニンもそれを前提にして資本主義分析するといった、ある種、先入観に捉われたところがあったのではないかと思います。

しかし、この見通しは現実によって裏切られます。

また、レーニンの独占資本主義論には、資本主義の独占段階は帝国主義の段階だというものも含まれていました。帝国国というのは、本国と植民地の全体のことであり、その本国が植民地をどんどん拡大していく時代のことをレーニンは帝国主義の時代と呼びました。そして、それを独占資本主義という資本主義の特定の発展段階が不可避的にもたらすものと捉えていきました。先の「死滅しつつある段階」に呼应するわけですが、レーニンは帝国主義の段階を、資本主義の最高にして最後の段階だとも述べています。これもまた、その次の段階は社会主義の段階しかないという意味でした。

しかし、実際には、20世紀の後半に植民地帝国の手から植民地がたたき落とされ、世界的な植民地体制は崩壊します。これによって世界の経済大国は「植民地なき独占資本主義」への発展を余儀なくされました。戦争に負けた日本やドイツやイタリアだけでなく、戦争に勝った連合国の側も、イギリス、フランスが典型ですが、植民地を失っていきました。つまり、独占資本主義が一路「死滅」の過程でなかっただけでなく、帝国主義の段階も、資本主義の最後の段階ではありませんでした。

その見通しの誤りを導いた問題のひとつに、「終わりの時代」という資本主義の発展段階についての誤った先入見があったのではないかとということです。

② 依拠したエンゲルスの経済理論の問題点

『生産は社会的だが取得は私的』という矛盾論

もうひとつ、より根本的な問題として、レーニンが資本主義の発展段階をとらえる基準を「計画化」に求めていった理由の問題があると思います。自由競争から独占へ。これを社会主義への過渡あるいは「死滅しつつある資本主義」の開始ととらえる理論の根底には、エンゲルスの資本主義論がありました。

ここでエンゲルスの資本主義論というのは『空想から科学へ』に展開された、資本主義の「基本矛盾」にもとづく資本主義のとらえ方です。エンゲルスは生成から死滅にいたる資本主義の歴史的变化を導く「基本矛盾」を、「生産は社会的」つまり、ものづくりや経済活動は多くの労働者で力を合わせて行うにもかかわらず、「取得は私的だ」つまり、その生産物を誰のものにするかとなると生産者全体の共有ではなく資本家の私的所有になってしまうという点に求めました。

たとえばトヨタのような大きな自動車工場では、ひとつの工場で2000人からの労働者が協力して働き、その結果、3分に1台といったスピードで新車が次々につくられる。これはそれだけたくさん労働者の共同の成果ですが——部品や原料をつくる下請の数を入れれば、その何十倍にもなるでしょうが——、しかし、できあがったクルマは労働者たちを雇った資本家のものになってしまう。資本主義の発展の中でこの「生産の社会化」はますます大きく発展しますから、私的取得との矛盾はますます深刻なものとなり、資本主義社会はこの矛盾の解決に向かわざるを得ない。資本主義はそういう発展過程をたどるのだというわけです。

私もこれを資本主義の根本を捉えるうえで、非常に重要な定式だと若い頃から考えて、一面では、その角度からレーニンの独占資本主義論や国

家独占資本主義論を「深める」努力もしてきました。しかし、レーニンの見通しがはずれてしまったことの意味を突き詰めて考えるようになるにつれて、そもそもレーニンがこのエンゲルスの考え方を土台に据えたこと自体に理論的な問題があったのではないかと疑問をもつようになりました。

マルクスやエンゲルスは、社会の発展というものを捉える時に、どの段階についても生産力と生産関係の矛盾を社会発展の根本の原動力と考えました。これは彼らの史的唯物論という歴史・社会理論の中の最も重要な解明のひとつです。そして、資本主義という人間社会の発展段階にあっては、生産力と生産関係の矛盾はどのような形で現われているのか。ここをエンゲルスなりに分析した結果が、先の「基本矛盾」論でした。資本主義的な生産関係と資本主義的な生産力との矛盾をつかまえにいった結果です。

ところが生産は社会的で、分業や協業や機械制大工業などの形をとって、生産力はますます大きく発展していく。しかし、もう一方の生産関係をエンゲルスは資本家による生産物の「私的な取得」ととらえました。そして、それぞれが「私的に取得」しあう資本家相互の関係は「無政府的」な競争関係になるのだとして、資本主義の下での機械の改良や、小生産者をつぎつぎ労働者（プロレタリア）に転化させる力や、さらには周期的に恐慌を招く力をも、この無政府的な競争関係にもとめていきます。この点は、ぜひ一度『空想から科学へ』を読み返してみてください。

マルクスは資本主義的な生産関係の基本を労資がとりもつ生産関係に、すなわち剰余価値の生産関係としてとらえてきましたが、エンゲルスは「私的な取得」とその集団的なあらわれである無政府的な競争つまり自由競争を、生産関係の基本ととらえていきました。これは資本主義的特質を商品生産一般の特質に解消する意味をもっています。先ほど、レーニンが自由競争のことを「資本主義と商品生産一般との基本的な特質」ととらえていたと述べましたが、そのような理解の根っこには、このエンゲルスの理解がありました。

【独占は計画的生産への降伏のあかし】

先ほど、自由競争から独占段階への移行には、1873年から始まった大不況がきっかけになったと述べましたが、エンゲルスが亡くなったのは1895年です。晩年のエンゲルスは資本主義の独占段階への移行の過程を見ていました。トラストやカルテルといった、大資本同士の連携、業種別の財界組織の形成、そういう過程を見ています。

そして、エンゲルスは、生産力の発展にともない資本家は「生産力の社会的性格」を部分的に承認せざるを得なくなるという議論を進展させました。『空想から科学へ』の中で、「トラストにおいては、自由競争は独占に転化し、資本主義の無計画的な生産は、せまりくる社会主義社会の計画的な生産の前に降伏する」「もちろん、さしあたりはまだ資本家の利益のためにだが」と書いたのです。つまり、自由競争から独占へというのは、レーニンの専売特許ではないのです。レーニン以前にエンゲルスが目前にした状況をそのように捉えていたのです。そしてエンゲルスは資本主義的な生産関係の特質を、生産の無政府性、資本間の自由競争と理解していましたから、それを否定するトラストの発生は、資本主義それ自体の重大な変質ととらえられました。そこでこの変化を、エンゲルスは「せまりくる社会主義の計画的生産」への「降伏」だとしたのです。

「もちろんさしあたりはまだ資本家の利益のためにだ」という但し書きと「社会主義の計画的生産」への「降伏」がどのように両立するのかというのは、理解のしづらいところですが、ともかくエンゲルスはこう書きました。

先の『帝国主義論』の中で、レーニンはエンゲルスの基本矛盾論を展開しています。また『帝国主義論』以外の書き物でも、エンゲルスの基本矛盾論に基づいて、帝国主義段階を捉えるということを明言しています。つまり、このエンゲルス流の「独占＝計画的生産への降伏」論が、レーニンの「死滅しつつある資本主義」という独占資本主義の歴史的地位への評価の土台に据えられていたのです。

これが20世紀における資本主義発展の展望を

見誤る、大きな理論的根拠となったように思います。

[マルクスとエンゲルスの基本矛盾論の相違]

資本主義の基本矛盾論については、マルクスとエンゲルスでは捉え方がかなり違っているということが、いろいろな研究によってはっきりしてきています。恐慌論とのかかわりでは、すでに30年以上も前に端的な問題提起がされていました。

先に見たように、エンゲルスは生産関係の特徴を、自由競争、社会的生産の無政府性と捉えました。しかし、マルクスにはそれと同じ定式化は一度もありません。マルクスによる資本主義的生産関係の根本的な理解は剰余価値の生産です。ですから、マルクスにとっては、資本主義の変質というのは、剰余価値の生産そのものができなくなるような変化が起こった場合のこととなるわけです。

マルクスにとっての資本主義発展の原動力は、何よりも資本による剰余価値の生産です。そして、この剰余価値生産へのあくなき衝動が、一方で生産力の無限の拡大を追求し、他方で生産力の無限の拡大の障害となる社会的な消費力の抑制を生む。そうした矛盾を内包していることが、周期的な過剰生産恐慌をふくむ景気の循環を、資本主義の通常発展の姿とさせていく。マルクスはこのように資本主義の基本矛盾を、主に恐慌とのかかわりで展開しましたが、今日では地球環境問題など、さらに幅広い問題を視野に含めることができると思います。

マルクス流に言えば、自由競争から独占への転化は、資本による剰余価値の生産に深刻な障害を生むものではなく、むしろ少数の巨大資本がより計画的に、あるいは国家独占資本主義であれば、国家権力をも活用しながらより計画的に剰余価値を追求するようになった資本主義の発展段階だ、となります。それは「死滅しつつある」とか「最後の段階」という歴史的地位の規定を導くものとはなりません。

マルクスは1883年に亡くなっており、目の前

で資本主義の大きな変化が始まっていることには気づいていましたが、その変化の方向を大きくまとめることはしていません。しかし、資本主義の歴史的变化をとらえる基本的な視角には、このようにエンゲルスとの小さくない相違があったと思います。私たちは、マルクスとエンゲルスが長く密接な共同研究を行ったことを知っていますから、こういう大切な点で2人に大きな認識の違いがあるわけがないと思ひ込んできたところがあるわけです。そのあたりはあらためて冷静に見つめなおす必要がありますし、そうした研究も進展していますので、ぜひ関心をもっていただきたいと思ひます。

③20世紀の発展にそくした資本主義論を

レーニンの研究にこのような批判的な問題意識をもつ時、それに代わる資本主義の発展論を私たちはどのようにつかみとっていくべきでしょう。私には、残念ながらみなさんにお示しできるはっきりとした対案はありません。これは様々な領域の分析をしている研究者が、いろいろな角度からの問題意識を交流させて、集団的に練り上げていくしかないと思っています。もちろん剰余価値生産を原動力とする資本主義の社会に、なぜ社会保障が生み出されて、これが発展してくるのかという問題は、大きな要素となるでしょう。

[実体経済の大きな変化]

先を急がねばなりません。資本主義経済の構造を便宜的に実体経済と金融経済(マネー経済)に分けていえば、まず実体経済はレーニンが『帝国主義論』を書いた時代から大きく変化しています。産業構造の変化という点では、20世紀初頭の代表的な産業はいわゆる第1次産業(農林水産業)です。それが今日では第2次産業(工業)をこえて、第3次産業(サービス産業)となっています。少なくとも経済大国ではそうっており、そこでは日本もふくめて、労働者たちの人数も、社会に必要なモノを生産する労働者ではなく、サービスを生産する労働者が多数派となっています。第2次産業の内容も、レーニン時代の鉄鋼や

石炭といった重厚長大産業から、自動車を含む機械やIT産業へと大きく移り変わっています。

資本の巨大化も急速です。レーニンが『帝国主義論』で大企業と小企業をわけるひとつの基準としたのは従業員50人以上か未満かというものでした。現代では日本の中小企業法でも製造業で従業員300人未満の企業は中小企業です。世界最大級の企業の従業員は10万人を超えています。レーニン時代の数千倍とっていいかも知れません。これは、同一の資本によって結合される労働者の数の巨大化を意味してもいます。この資本の巨大化は、資本の活動領域の多国籍化を生みだしました。大企業は多国籍企業であることが当たり前となり、それはいわゆる国民経済と大企業・財界との関係を変化させる要因ともなっており、また世界的な規模での貧富の格差も拡大します。さらに、生産の巨大化は人間の自然をつくりかえる力の巨大化を意味しますから、そこから地球環境破壊といった問題も生まれてきます。

他方で、1929年の「大恐慌」をきっかけにケインズが述べた経済への「賢明な管理」が恒常化しますし、その「管理」は雇用や社会保障、それらの政策を可能とする税財政政策にも変化をもたらしました。第二次大戦と戦後の「冷戦」体制の形成は、アメリカを頂点とした資本主義の常時戦時態勢化をもたらしました。今日の日本でも問題となっている「経済の軍事化」の問題です。それは資源や労働力や市場を確保するための戦争に、軍事物資を消費（販売）するための戦争という新しい性格を付け加えてもいます。同時に、社会保障の発展や主権在民の確立、植民地態勢の崩壊、戦争を回避する努力の発展などの背景に、政治権力のあり方に影響を及ぼす人民・国民の力の成長があることにも注目が必要です。

〔「経済の金融化」という新しい変化〕

いろいろな問題をバラバラとあげましたが、加えて最近の資本主義の変化でとりわけ重要なのは、いわゆる「経済の金融化」の問題だと思います。「マネー経済の暴走」とか「資本主義の株主資本主義化」とか「投機資本主義化」とかいろいろ

るな言い方がされていますが、根本的には、実体経済に対する金融経済の比率が急速に拡大し、本来、実体経済を補足する役割をはたしていた金融経済が、巨大資本にとっての利潤追求の主戦場となり、逆に実体経済を混乱させる役割を果たすようになったということです。サブプライム・ローンの破綻という金融経済の混乱が、社会の消費力を萎縮させ、これが実体経済における生産と消費の矛盾を一挙に露呈させるといった恐慌の形態変化も生まれています。資本金10億円以上の日本の大企業が285兆円の内部留保をなかなか吐き出さない理由のひとつは、それが金融経済の領域での博打の元手になっているからです。

歴史を少し紹介しておく、1960年代までの資本主義は「黄金時代」と言われるような、日本にもアメリカにもヨーロッパにも共通した高度経済成長の時代でした。しかし、その高度経済成長を通じて、生産と消費の矛盾が大きく蓄積されます。その矛盾の爆発を先のばしするケインズ主義の政策が、70年代の財政赤字によって実施できなくなりました。ドル・ショックやオイル・ショックといった歴史的な大事件の直撃もあり、1974年から75年には当時戦後最悪といわれた世界同時恐慌が発生します。労働者たちの賃金の上昇や社会保障の充実にもかかわらず生まれ、大資本における「金あまり現象」が広がります。大資本にとって、実体経済のモノづくりの領域では金の使い途がないという問題がここに起こったのです。

これが大きな転機になって、いわゆる金融経済が拡大します。世界的にその先頭に立ち、「金融の自由化」を進めていったのはアメリカの大資本と政府でした。世界へのいわゆるアメリカン・グローバル化の強要です。日本でもアメリカからの圧力を背景に、80年代から変化が起こり、90年代には「金融ビッグバン」が実施されます。金融の領域における資本の活動の自由化の推進、その領域での急速な規制緩和ということなのです。IMFなどの国際機関も活用して（ワシントン・コンセンサス）、アメリカは「金融の自由化」を、途上国を含む世界に拡げていきました。97

年にはタイを入口にアジア金融危機が起こされまし、21世紀への変わり目から中南米に反米・非米政権が次々樹立されるのは、これらを強制されたことによる経済破綻を大きなきっかけとしたものでした。

このような政策を正当化するイデオロギーとされたのが「新自由主義」の思潮です。「新自由主義」は大資本の活動の自由化をあらゆる分野で扱いますが、中でも大きな柱とされたのは金融の領域の自由化でした。それが金融経済の急速な拡大と、それが実体経済をふりまわすようになる資本主義経済の大きな変化を生み出しました。これらは74・75年の恐慌を大きな転機としての変化です。

こんな資本主義のままでいいのだろうかという議論が、あらためて目につくようになっていきます。たとえば水野和夫さんの『資本主義の終焉と歴史の危機』は「資本主義はもう終焉の過程に入っている」とはっきりと書いています。水野さんは、政府の中でも仕事をしてきた近代経済学者です。その彼が、「資本主義はもう終焉過程に入っている。その次に何がくるのかはわからない。しかし、資本主義はもう明らかにおかしくなっている」というのです。水野さんがおかしいと言う最大の根拠は「経済の金融化」そのものです。資本主義はものをつくり、売って、技術を高め、社会に貢献する。そういう当たり前の資本主義が経済活動の脇に追いやられ、ものをつくらず、博打で利益を拡大することを主眼にするようになってしまった。それを資本主義の大きな異変ととらえているわけです。

それから、ピケティという人が話題になっています。ピケティはフランス社会党のブレインともいわれる人で、「私はマルクス主義者ではない、社会主義にも期待しない。しかし資本主義を野放しにすると、貧富の格差を拡大していくから、そこは制御が必要だ。特に金持ちや大企業から税金をきちんと取らないといけない。金持ちや大企業は国境を超えて活動しているから、世界的な規模でそれを網にかけることのできる税制が必要だ」といったことを語っています。実際にそれが可能かどうかは別として、貧富の格差という現実をよ

く捉まえて、これを所得再分配によって縮めないといけないと言っていることは、非常に妥当な議論で、そうした主張をするための実証的な統計データを整理してくれた点は、大変にありがたいところだと思います。ただし、なぜそのような格差が生まれるかという資本主義の原理的な究明はほとんど何もされていませんから、それらのデータはマルクスの解明を根底においてこそよく理解されるものとなるでしょう。

このように、20世紀のあいだに資本主義の経済そのものが、大きく姿を変えています。この変化の全体を概括する意識的な共同が必要になっていると思うのです。

〔政治的対立における力関係の変化〕

それからもう一つ、20世紀の資本主義を見る場合に重視すべきは、「政治的な力関係の変化」です。断片的にはすでにふれたところもありますが、要するに国内外における民主主義の発展という問題です。

これまで同じ独占資本主義・国家独占資本主義ととらえられることの多かった「20世紀の資本主義」ですが、第二次大戦を転機に大きな変化がありました。国内では主権在民の樹立であり、世界的には植民地体制の崩壊です。日本資本主義で見れば、天皇主権から国民主権へ、アジアの帝国主義国から、アメリカの従属国へという変化もありました。こうした政治や社会のあり方の変化を、資本主義の発展段階論はきちんと組み入れるべきではないかと思います。

レーニンが「死滅しつつある資本主義」と語った時代には、男女共通の普通選挙権にもとづく議会制民主主義は、世界にほとんど存在しませんでした。国民が一票を投じることで政治を変えられるという展望はなかったのです。しかし、後で、より詳しく述べますが、こういう内外で民主主義の拡充をもとめる人民の運動の発展が、資本主義の憲法に「国民の自由権」だけではなく「国民の社会権」を書き込ませ、また経済活動の自由を「正義の原則」によって制御するというを書き込ませ、さらに第一次大戦での200万人の犠牲を

きっかけに、戦争のない世界を求める取り組みが、国際連盟の創設、不戦条約の締結、国際連合の設立などの形で大きく進んでいきます。

こうして利潤追求を至上命題とする「資本の論理」を、人民の運動が制御していくという形での資本主義の変化が進みます。こういう変化を資本主義の発展をとらえる基準として、しっかり位置づける必要があると思うのです。

この点は、国民の社会権の問題に焦点をあてて、後ほど、もう一度ふれることにします。

④マルクスの資本主義論に立ち返りながら

〔マルクスの基本矛盾論〕

すでに述べたように、マルクスとエンゲルス（レーニン）では資本主義の基本矛盾の捉え方がずいぶん違ってきます。しかし、マルクスは、自ら「これが基本矛盾だ」とわかりやすく定式を与えることはしていません。そもそもマルクスは資本主義の経済や社会について、そういう簡潔な定式化をほとんど与えようとしていません。いつでも探求の過程にあるといった文章です。じつは資本主義の基本矛盾についても、マルクスが出版・公表用の原稿に自分でまとめた文章はありません。残っているのは、『資本論』を書いていく過程での草稿の中の断片です。そこには資本主義そのものへの分析を深めると同時に、その基本矛盾に対する模索と究明も深まっていくという関係がありました。

そのなかでたどり着いた一定の到達点が、先に指摘した生産力と生産関係の資本主義的な矛盾です。矛盾の両極の一方をなす生産関係を、剰余価値の生産ととらえるもので、剰余価値生産の追求（資本の増殖）という生産の「目的」と、生産力の無条件的な発展というその「手段」の耐えざる「衝突」。これが資本主義の具体的な運動を生み出すとするものです。そこから周期的な恐慌を含む景気循環を導いた点については先にふれましたが、もうひとつ大切なのは、この基本矛盾から過度な剰余価値生産の追求に対する労働者たちの抵抗が生まれ、それが資本主義の改良を進めていくという視角です。

機械制大工業の成立過程でのイギリス労働者の半世紀におよぶ「反乱」は、労働時間を規制する工場法を生み出しました。今の日本でいえば労働基準法です。当時のイギリスには無制限の長時間労働が蔓延し、たくさんの「過労死」が生まれました。それに対する労働者たちの抵抗、反乱です。議会に労働者代表がないにもかかわらず、資本に対する反乱の力の強さが、彼らに譲歩の途を選ばせました。

こうしたたたかひの意味について、マルクスはこう述べます。「工場立法」があらゆる産業に、あらゆる性別・年代に「一般化」していくと、それは「生産過程の物質的諸条件」したがって生産の方法を新たに発展させ、それに応じて労働者たちの「社会的結合」を成熟させていく。つまり長時間労働による剰余価値生産に法的制限がかけられると、資本は、今度は限られた労働時間の中で最大限の搾取を行うために、機械を開発・発展させて生産の方法自体を変化させる。それに応じてひとつの工場に集められる労働者たちの結合にも新たな変化が起こるということです。

これを別の箇所でもマルクスは、資本による野放しの剰余価値生産に、社会が「意識的かつ計画的な反作用」を加えたと表現しています。これらを重ねて読めば、資本は労働者たちの運動が加える制限（反作用）を乗り越える新しい剰余価値生産の方法を開拓し、労働者たちはその新しい方法にまた新たな制限を加えていく。こういうイタチゴッコの中で資本主義は改良を重ねていく。それが次第に資本主義を超える「新しい社会の形成要素」と、そういう社会を作り出そうとする労働者・市民の変革への意欲と力を育てていくというのです。これは資本主義の改良と改革についての、また資本主義の発展から死滅に向かう過程についてのマルクスの考え方の重要な内容となっています。

私は、単に資本主義の経済的土台の変化を追いかけるだけでなく、こうした土台と上部構造の相互作用の中に資本主義の発展をとらえるという視角をはっきりもつ必要があるように思っています。とりあえずは、このようなマルクスの資本主

義論を絶対視はしないが、しかし導きの糸として、今日にいたる資本主義の実際の発展を分析する必要があるのではないかと思います。そのようなことを、『経済』2015年1月号に書きました。詳細は、そちらをご覧ください。

3) 資本主義発展の中での「社会権」の形成——近代憲法から現代憲法へ

①人権思想の誕生、ブルジョア革命

〔封建制から、資本主義への転換の中で〕

本当に時間がなくなってきました。ここから先は、さらに急いでいきます。社会福祉の思想的・政治的背景となる「社会権」の思想と制度が、資本主義の社会の中にどのようにして生まれてきたのかという問題です。「社会権」というのは「自由権」となる基本的な人権の大きな構成要素ですが、それは国家が国民に保障するものです。そうあるべきだというのではなく、その権利を国民に保障する社会改革を人間たちは行ってきました。「社会権」はそうしてよりよい社会をめざす人間たちの努力によって形成されてきた権利です。その歴史的経過を見てみます。

そもそも人権という概念は、封建制の身分制社会から「自由・平等・博愛」をかかげて資本主義への社会転換をめざす運動の中で、それに照応する思想として生まれてきたものでした。思想家としての代表選手は、『リヴァイアサン』を書いたホッブスや、『市民政府論』を書いたロックといった人々です。

彼らは、「人は生まれながらにして平等だ。封建制はそうした自然の摂理に反している。生まれながらに王様、生まれながらに貧乏農民といったことが決められているのはおかしい」と主張しました。この平等論は、何ものにも束縛されることのない人々の自由を求めるものでもありました。職業選択の自由、移住の自由、思想の自由、何者にも拘束されない自由といったものです。

同時にそこには営業の自由、雇用の自由といった経済活動の自由も含まれました。これまでは王様が武力を用いて、人々の労働の成果を一方的に

奪いとるということがありました。徳川時代の「年貢」を思い起こしてもらえばいいと思います。それに対して、生産物はその生産に必要な労働を支出した者が所有するという、自己労働にもとづく所有の観念がはつきりしてきます。その延長線上に、経済活動の自由も主張されるようになっていきました。

〔自由権を守る政治をつくるブルジョア革命〕

これらの思想にもとづき、これらの権利を保障する政治をつくる運動が發展します。それが現実のものとなったのがブルジョア革命です。革命が人権を生み出したわけではありません。国民の人権を保障する政治を打ち立てる運動が革命を生み出したのです。ですから、そうして打ち立てられた権力は、人民の求めに応じて政治を行います。その人民の求めを整理したのが憲法です。憲法が権力を縛るものとしてあるというのは、こういう歴史の経過にもとづいてのことです。立憲主義というのはこういう政治のあり方です。権力が自分で自分をしばる憲法をつくるはずはありません。権力をつくった政治の主人公である人民が、主人公の意図にしたがった政治を権力に行わせるために憲法というものをつくったのです。ホッブスやロックは、そのように独立し平等な諸個人の契約が国家をつくると考えました。

この革命の内容をもっとも典型的な形で整理したのが、アメリカの独立宣言やフランスの人権宣言です。そこに列記された国民の人権、国家が国民に保障する人権の基本は、他者に拘束されない「自由」です。「拷問されない自由」などといった言葉も出て来るのは、封建制の時代の現実に対する反発です。

ただし、こうして歴史を大きく進歩させたブルジョア革命ですが、そこで保障される「人権」の「人（じん）」は、最初からあらゆる人間であったわけではありません。それは、金持ちの、白人の、男性の、健康な人間のみという大きな制約をもちました。フランス革命の直後に「女性にも自由を」と求めたオランプ・ド・グージュは、革命の政府によってギロチンで首をはねられています。人々

の平等・人権といいながらフランスは、その後、イギリスに次ぐ世界第二の植民地帝国となっていきます。平然と他民族の自由を踏みにじっていたのです。これらの弱点を乗り越える運動はその後、19世紀、20世紀と展開され、大きな前進を記録してきました。そして性的マイノリティの権利の尊重もふくめて、いまなお人間社会の重要な課題となりつづけています。

②「自由だけでは生きられない」社会権の思想

〔パリ・コミューンによる社会権の主張〕

そうしたブルジョア革命後の社会で、資本主義の経済が発展し、貧富の格差が拡大し、労働者たちの労働条件の悪化が進みます。その中で「自由だけでは生きられない」という問題提起がされるようになってきます。ブルジョア革命が生み出した国家とブルジョア革命を生み出した「自由権」の思想は、経済活動の自由の保障を国家の重要な目的としました。経済は経済活動の担い手にまかされる。そこに国家は介入しないという姿勢です。ところが、それが結果的には、低賃金、長時間、過密、不衛生な労働を蔓延させ、マルクスの『資本論』にいくつも紹介される過労死をあげていきます。

ここから、さきほどふれた工場立法を求める労働者の運動が広がり、労働組合運動が広がります。それはブルジョア革命がかかげた「自由・平等・博愛」というスローガンの歴史的限界に対する認識の深まりを意味もしました。そこで18世紀から19世紀のヨーロッパには、資本主義の改良をめざす運動とともに、この資本主義の限界を超えようとする様々な社会主義・共産主義の革命思想と運動があらわれてきます。ブルジョア革命をともにたたかった資本家と労働者のあいだに利害の対立があることが自覚されてきます。『空想から科学へ』の第1章が描いた世界です。

この問題提起を非常に明快に示したのが、1871年のパリ・コミューンです。いろいろな経過の中で、パリに労働者の政府がつけられます。わずか2～3カ月の政権でしたが、この権力を手にした労働者たちはどういう政治を実現するかに

ついて、いろいろな宣言を発しています。その中に「万人の教育と最低生活は国家が保障する」「人民は国家に対して幸福な生活を求める権利をもつ」といった思想が含まれました。日本国憲法を思わせるような内容ですが、これが「社会権」の思想であり、公的保障の思想です。これは労働者たちの社会改革の運動の中から生まれた思想でした。

さらに労働者たちは、そうした権利を満たす国家はどのような国家か、それを可能とする社会はどのような社会かを探求し、「賃金制度と決別せねばならない」「権力と財産を万人のものにしなければならぬ」といった言葉を各種の文書に盛り込みます。これは決してマルクス派によって指導された運動ではありません。パリ・コミューンの指導部にはマルクス派は1人もいませんでした。それにもかかわらずこういう思想が出てきたということは、資本主義の現実の中にそうした変革を必要とする客観的な要請があり、それが先進的な労働者たちのあいだでは広範な合意になっていたということです。

③1919年「ワイマール憲法」、社会権を盛り込んだ現代憲法の誕生

〔社会権を初めて憲法に書き込む〕

パリ・コミューンはフランスやドイツの権力によってつぶされますが、その思想と運動は継承されます。1919年のドイツに制定されたワイマール憲法に、歴史上はじめて社会権が書き込まれていくのです。

この憲法が、国家が保障すべき国民の権利として明記したのは「生存権」と「教育権」と「労働権」でした。「国民の生存権は国家が保障する」「国民の教育権を受ける権利は国家が保障する」「国民が安心して労働する権利は労働条件を法律によって定めることで国家が保障する」というわけです。

ここで初めて「国家は私の幸福な生活を保障しなさい」「わかりました、国家はそのためにあります」という関係が、国家と国民の間に入り込んできます。憲法学者は、この関係が盛り込まれた

憲法を「現代憲法」と呼び、自由権の保障にとどまったそれ以前の憲法を「近代憲法」と呼んで区別します。このような憲法の発展、法の上部構造の発展をもたらしたのは、各種の自由だけでは暮らせないという多くの人の経済的な現実と、この現実をなんとか改良しようとする労働者・国民の抵抗の運動でした。なお、ワイマール憲法は男女共通の普通選挙権を実現しています。「人権」は男だけのものではなく、男女に共通のものとされたのです。

また、ワイマール憲法は、経済活動の自由についても画期的な制限をかけました。「経済生活の秩序は、各人に人間に値する生活を確保することを目的とし、正義の原則に適合しなければならない。各人の経済上の自由はこの限界内で保障される」としたのです。これは資本の活動の自由に対する制限を憲法に明記したものです。資本の自由が野放しにされると多くの人々の幸福な生活は保障されない。だから資本の自由な活動に、正義の原則という制限をかけよう。そういう考え方で、ここには資本主義自身がその胎内に、資本の自由への抵抗を生み出し、これを育てていくという資本主義社会の発展の論理がわかりやすく示されています。先のマルクスの用語でいえば、これは野放しの資本主義に対する社会の「反作用」ですし、現代日本の言葉でいえば、経済社会にルールを与えるということです。それが、今から100年も前の憲法に、すでに現わされていたわけです。

こうした先駆的な憲法の誕生には、2年前にロシアに革命の政権が生まれ、この政権が歴史上はじめての社会保障宣言を発していたことも大きな影響を与えました。

4) 日本における「人権」「社会権」の歴史と課題

①形だけの近代憲法から最先進の現代憲法へ

〔国民の人権を保障しない「大日本帝国憲法」〕

日本にも、見かけ上は「近代憲法」と「現代憲法」の二つの憲法がつくられました。日本の社会

も明治維新を転期に、封建制社会から資本主義社会に大きく変化します。しかし、その変化をリードしたのは基本的人権の思想ではなく、「尊皇」の思想、将軍に変わって天皇を中心に国をまとめていこうとする思想でした。それが明治の新しい権力をつくっていきます。国民の中に自由権を求める運動がなかったわけではありません。自由権運動の代表であった植木枝盛は、「我々に自由を」、「我々に人権」という運動を進めました。植木はアメリカの独立宣言に含まれた人民による革命の権利までも求めています。

しかし、こうした取り組みに対する明治政府の回答である「大日本帝国憲法」は、国民の自由権を何一つ明記しない、名ばかり憲法となりました。天皇の主権は神によって授けられた侵すことのできないものであるという規定を出発点に、そこには天皇の強大な権利ばかりが示されました。国民は天皇の家来を意味する「臣民」という言葉でしか登場しませんし、形だけの内閣の役割もほとんど書かれていません。首相にいたってはその言葉さえ登場していません。

憲法学者によると、その後の現代憲法につながる名ばかり近代憲法をもった代表国はドイツと日本だとされています。ドイツは「プロシア憲法」というワイマール共和国の前のドイツ帝国の段階でつくられた憲法でした。国王が、自分が国王であることを前提として国民に与えた「欽定憲法」です。明治政府は「尊皇」の思想にふさわしい政治のあり方を、このプロシアに学びましたから、ヨーロッパの大国の人権最後進国に学んでしまったということです。

そこで「大日本帝国憲法」の下で、小林多喜二が描いた世界が生み出されます。一つは、苛酷な労働の放置、労働者の身体的拘束、タコ部屋、蟹工船に代表されるような半ば奴隸的な労働の放置です。二つには、当時の地主と小作人の関係の下で、江戸時代の年貢とかかわらぬ高い小作料が継続され、農民たちは満足に生活することができません。三つ目には、精神・身体的自由も、思想の自由も、学問の自由もないという問題です。この憲法を補足した治安維持法は、「民主主義」を主張

する者を牢獄に放り込むというものでした。

その中で、先の自由民権運動につづき、大正デモクラシーの取り組みがあり、また資本主義を超えて社会主義をめざす運動も誕生します。しかし、こうした果敢な取り組みは、いずれも野蛮な天皇制の権力によって抑え込まれます。結局、日本の国民は、自らのたたかひの力で自由権を勝ち取ることができませんでした。

〔世界最先端の「日本国憲法」への飛躍〕

その後、ふたつ目の憲法として日本国憲法がつくられます。日本は「ポツダム宣言」を受け入れて、第二次世界大戦での敗北を受け入れました。ポツダム宣言は、日本を平和・民主の国家にするという連合国による日本改革の指針でした。連合国を代表してアメリカが日本を軍事占領します。連合国軍最高司令官のマッカーサーは1945年10月には、5大改革指令を出しました。男女平等、労働組合の奨励、教育の民主化、秘密警察の廃止、経済の民主化です。そして、新しい憲法の制定を求めました。

ところが、占領下の日本政府が占領軍に示した新憲法案は、戦時中の大日本帝国憲法とほとんど内容の変わらないものでした。それで、1946年2月にアメリカ側が、日本国憲法の下書きをしていきます。日本政府がそれをもとに政府案をつくり、それを1946年6月から10月まで帝国議会で議論して、政府案で曖昧にされていた主権在民を明確にし、憲法25条の生存権を追加するなどの修正の上で最終決定していきました。

こうしてつくられた日本国憲法は、きわめて先駆的なものでした。占領軍がつくった原案が、世界の先進的な思想や憲法に学んだ先駆的なものだったのです。その結果、日本国憲法は、①第11条と97条で基本的人権を「永久の権利」だと繰り返し確認し、②各種の自由権を明記したのに加えて、③「社会権」として「生存権」「教育権」「労働条件の法定主義と労働三権」などを明記します。この点の基本はワイマール憲法と同じです。さらに、④経済活動への制限も書き込まれ、⑤男女平等の選挙権、⑥戦争の放棄まで示されま

した。本当に世界史的に見て先駆的な内容です。

経済活動への制限ですが、「財産権」は「公共の福祉」に適合する範囲にと記されています。つまり、公共の福祉を破壊するような財産の増やし方をしてはいけません。この精神にもとづけば、労働者の一方的な使い捨てなど、いわゆるブラック企業、ブラック雇用はあってはならないはずなのです。

第9条について、少しだけふれておくと、戦争放棄は世界の常識に反する理想論だという主張がありますが、これは戦争をなくそうとする人間社会の努力の歴史を知らない物言いです。第1次世界大戦で2000万人の犠牲を生んだ後、1920年に国際連盟がつくられます。「加盟国は、戦争に訴えざるの義務を受諾し」ということが規約の前文に記されました。さらに1928年にはいわゆる不戦条約が締結されます。「締約国は、国際紛争解決の為戦争に訴ふることを非とし・政策の手段としての戦争を放棄する」(第1条)、「一切の紛争又は紛議は・平和的手段に依る」(第2条)というものです。これをきっかけにスペインやフィリピンの憲法に戦争放棄が記されます。さらに1941年に連合国が合意した「大西洋憲章」は、「すべての国のすべての人が、恐怖と欠乏からの自由のうちに、かれらの生をまっとうすることを保障するところの・平和を確立する」ことを宣言しました。

こうした努力の積み重ねの上に今日の国際連合が創設され、日本国憲法に第9条が書き込まれます。9条はこうした戦争のない世界をめざす人類の努力の到達点としてあるもので、決して、現実社会や世界の常識に根をもたない理想論などではありません。

〔飛躍に追いつくことのできない国民〕

こういう経過で日本国民は、世界的にも経済大国の中ではもっとも後進的な大日本帝国憲法から、世界の最先端の日本国憲法に飛び移ることを余儀なくされました。しかし、現実にはこの飛躍に国民は追いつくことができませんでした。

憲法97条はこう書いています。「この憲法が日

本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。この意味がよく理解できなかったのです。なにせ自由権を勝ち取った経験さえないのに、一挙に社会権までもが付与されたのですから。

そこから、これが奪い取られることに対して痛みを感じない、鈍感になってしまうという問題が起きます。それは現代の社会を見てもよくわかることです。人は自己責任だけでは生きられない。世界史的にはそのことへの自覚から「社会権」を求める運動が進むわけですが、日本国民はそれを求める大運動をしたことがありませんでした。そこでその意義を学ぶ取り組みは、戦後の憲法運動の中で、また改憲に抗する運動の中で行われていくことになりました。

②日本国憲法を棚上げする力とのたたかい

〔1947～48年アメリカによる占領政策の転換〕

このように先駆的な日本国憲法の下書きをしたアメリカでしたが、このアメリカがただちに日本国憲法の修正を求めます。占領政策の転換です。ポツダム宣言の実質的な放棄です。そのきっかけになったのは東アジアでの「冷戦」体制の形成でした。1949年には中国革命が起こりますが、数年前にはそのような見通しが生まれてきます。48年には朝鮮半島が南北に分断されてしまいました。その中で、アメリカは日本を「アジアにおける反共の砦」と位置づけなおし、そういうものとして育てていくという方針に転換しました。

ですから、1948年にはアメリカの軍部が、早くも憲法第9条を変えろ、戦争放棄の条項を変えろと求めてきます。1950年の朝鮮戦争に前後して「警察予備隊」の名前で日本の再軍備をはじめ、共産党やその活動家たちへの弾圧も行ないます。

その一方で、極東軍事裁判（東京裁判）が事実上、中断されていきます。日本をアメリカいなる軍事大国に育てる担い手を、アメリカはかつての戦争犯罪人に求めていくしかなかったので

す。こうして巣鴨の拘留所から、岸信介をはじめ、多くの戦後の政治家たちが出てきます。彼らは、自ら指導した「大東亜戦争」を本当に正しい戦争だったと思っていました。ここにほんの数年前まで「鬼畜米英」と罵った靖国史観派でありながら、アメリカには決してたてつかないという戦後のねじれた支配層が形成されます。

〔憲法を棚上げする政府と憲法をいかに運動〕

そういう支配層ですので、憲法の実現は棚上げにされます。改憲への策動もありました。憲法を本気で日本社会づくりの指針とするという政治はつくられなかったのです。先に紹介したブルジョア革命では、革命の主体が「近代憲法」の理念をかかげ、新しくつくった政府にそれを強制しました。しかし、日本の戦後改革は、かならずしも国民がかかげた理念に導かれたものではなく、戦後の政府に強制する国民の思想も力も未熟なものでした。その結果、世界的にもまれなすばらしい条文をもった憲法はつくられたが、同時に形成された政治権力がこれを一向に尊重しようとしなという不思議な政治状況がつけられました。

1955年には自民党が結党されますが、その中心に立った初代幹事長が岸信介です。安倍晋三氏の母方の祖父ですが、その自民党は改憲を最大の目的に結成された政党でした。

しかし、一方に、そういう憲法をないがしろにする取り組みがあれば、他方には「憲法を生かそう」という運動も成長してきます。1950年には、京都に蜷川府政がつくられますが、これがその後の革新自治体運動の先駆けとなりました。1970年代前半には、日本の全人口の43パーセントが革新自治体に暮らすようになり、ここで中央の自民党政府が「福祉元年」を宣言せざるを得なくなります。そうしないと選挙に勝てなくなってしまったからです。こうして高齢者医療の無料化制度がスタートしました。

憲法のすばらしさを十分に理解できなかった戦争直後の国民たちは、こうした具体的な政治改革の取り組みの中で憲法の様々な威力を実感していききました。

その後、革新自治体は1970年代半ばからつぶされていきます。政党としては社会党と共産党が手を組んだのが運動の重要な柱でしたが、自民党や公明党のたくらみで、社会党がその共同から離れてしまったのです。その中で福祉の分野についていえば、1970年代後半から日本型福祉社会論が盛んに言われるようになってきます。「福祉は家族の愛です」「それが日本型の福祉、日本の伝統の素晴らしいところですよ」というものです。それは、公的保障は要らない、国民に社会権はいらないという憲法の理念への攻撃でもありました。1980年代には「メザシの土光」が出てきて、臨調「行革」の名による福祉政策の逆行が始まります。社会党の脱落、右転落は1980年の「社公合意」によって確定となり、以後、政治は「共産党をのぞくオール与党政治」に変わり、こうした福祉の後退になかなか歯止めがかけられなくなってしまいました。

1995年になると自民党政府が「公私分担論」という公然たる自助論を打ち出します。さらに、2013年になると社会保障制度改革推進プログラムのなかで、自民党政府は、政府の役割を「自助自立の環境整備だ」とまで言い出します。国民の「社会権」を棄てるということです。この攻撃に抗して社会権を守り切れるかどうか、この取り組みをしっかりと進めるには社会権の思想自体への理解を深めることが必要になっています。

③自民党が目指す近未来の日本社会像

〔2010年自民党新綱領〕

2012年に自民党が発表した改憲案を見ておきます。これは自民党のホームページに全文掲載されていますので、ぜひみなさんお読みください。この改憲案の位置づけを確認するために、先に2010年の自民党の新綱領をみておきます。自民党が新しい綱領をつくるきっかけとなったのは、2009年に民主党に政権を奪われたことでした。ここからもう一度、たがを締め直す取り組みが行われます。その結果つくられたのがこの綱領です。

ここでは、自民党の「政治理念」が「日本らしい日本の保守主義」とまとめられています。後の改憲案で明らかになるように、これは天皇中心の国づくりということです。その上で基本政策の第一に改憲があげられます。「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指す」というもので、要するに内政は天皇中心主義、外政は積極的平和主義を旨とするということです。靖国史観型の復古主義を旨とすアメリカとの共同戦争の途を結合したものです。

福祉や人権についても大変なことをいっています。政策の3番目は「自助自立する個人を尊重し、その条件を整えるとともに、共助・公助する仕組を充実する」というもので、要するに「自助自立」できない人間は「尊重」しないとなっています。あわせて5番目では「地域社会と家族の絆・温かさを再生する」とも言っています。福祉の基本は家族の愛という日本型福祉社会論の言い換えです。国民の生活は第一に自己責任、第二に家族責任。国や自治体に頼るなという路線です。6番目には「政府は全ての人に公正な政策や条件づくりに努める」とありますが、これは機会の平等は与えるが、結果には責任を負いませんということです。

〔2012年の自民党改憲案〕

こうした自民党が目指す日本社会像をさらに具体化したのが2012年の改憲案です。全体的な特徴は、①天皇中心の復古主義の国へ、②アメリカと共同戦争ができる国へ、③国民が自己・家族責任で生きる国へ、④「おこぼれ」経済運営を国是とする国へ、⑤権力への国民の批判や抵抗を弾圧する国へ、というものになっています。どれをとってもひどいものですが、ここでは、社会権、社会福祉にかかわる部分のみを見ておきます

前文には「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」といった文章が入っています。家族責任論の憲法化であり、国家が国民を守るのではなく、国民が国家を支えるという仕組みづくりです。さらに「おこぼれ経済神話」にも

とづく大企業の成長最優先の経済政策が書き込まれます。「大企業が潤えば、今に下々もなんとかなる」「まずは大企業を潤わせよ」という政策を国是にするということです。

日本国憲法の第12条には、国民の自由および権利の規定がありますが、ここに自民党案は「公の秩序」に反してはならないという制限を加えています。「公の秩序」については明快な定義がありませんが、改憲案の全体を読んでいくと、どうやら天皇を頂点に置く、独裁的な国家体制のことであるようです。そういう政治体制が第一に大切であり、それが許す範囲でのみ国民は自由や権利を享受せよということです。

天皇を頂点におく体制についてですが、改憲案は前文で「天皇を戴く国家」と書き、第1条で天皇を「元首」にする、第102条で憲法尊重擁護義務から天皇を外すとしています。つまり最高権力者となる天皇は、憲法を守る義務をもたない存在とされています。これは天皇独裁の国をつくるということではありません。ただし、これを現在の天皇が望んでいるわけではありません。逆に今の天皇は、日本国憲法の大切さ、戦争をしなかった戦後の歴史の大切さ、満州事変以降の歴史に学ぶことの大切さ等を繰り返しています。つまり現在の自民党は、現在の天皇の意向を尊重しているわけではないのです。安倍首相の思想に近いある学者が『正論』という雑誌に「私が指摘しておきたいのは、両陛下のご発言が、安倍内閣が進めようとしている憲法改正への懸念の表明のように国民に受け止められかねないことだ」と書きましたが、官邸と宮内庁にはかなりの緊張関係があると思います。

さらに、両性の本質的平等を記した第24条の冒頭には、「家族は互いに助け合わなければならない」という一文が加えられます。家族責任論の条文化です。女性のはたらく条件を一向に改善する気がないにもかかわらず、両性の平等にはあえて「扶養」も書き込みます。これが自民党政治のめざす日本社会のあり方です。それは社会権なき社会への歴史の逆行を目指したものといいものです。

5) おわりに——社会保障研究・運動への期待

〔日本国憲法の理念に追いつく取り組みを〕

このような現状の中で、どのような取り組みが求められているか。「社会福祉と国家」というテーマにもどっておけば、「社会福祉」は、国民の社会権を定めた「現代憲法」体制によって生み出されました。そこでの国家は国民の「生存権」「幸福にいきる権利」を守るための手段です。それが現代憲法段階の「福祉国家」です。実際にその理念をどこまで実現させるかは、国民の取り組みの力に左右されますが、それでも国家は公然とはこの関係を否定することができないというのが「現代憲法」体制です。

しかし、日本社会には条文としての「現代憲法」はあるものの、それを社会づくりの指針とする政治権力はなく、それを政府にもとめる国民の力も未熟なものに留まっています。そういう独特の社会状態の中で、国民にはその未熟さを乗り越えていく政治的・社会的な成長が求められています。現瞬間には、条文としての「現代憲法」そのものをなきものにしてしまおうという動きが政府自身によって企まれています。そこで条文としての憲法をしっかり守る取り組みが必要ですが、そのためにも私たちには社会権を国民の権利として納得していく思想的成熟が急がれています。

お集まりのみなさんは、福祉の現場に立って福祉を守り、福祉の充実のために日々努力されている方々ですが、「現場の努力だけで福祉は充実しません」。政治を変える、社会を変える取り組みが必要です。つまり現場で100%の力を出し尽くしてはいけません。多くの国民に社会権の理念を拡げる取り組みに、必要な余力を残しておかなければならない。実際には、その前に自分の力を必要とする人たちがいますから、そこで余力を残すことには抵抗があるかも知れませんが、そこをうまく調整しなければ、本当には福祉を守ることができません。その点を、よく考えていただきたいと思います。

「公的保障を守り、拡充しよう」という取り組みを、社会権の人類史的意義に対する確信を広げる取り組みと結んで行うことが必要です。憲法が大事だ、目の前にある制度が大切だというだけでなく、なぜそれを国に対して保障しろと主張することができるのか、その主張の根拠に対する確信を拡げる取り組みが必要なのです。それは研究者たちの書き物にも、大いに工夫されるべきところだと思います。

研究の面でいえば、人権や社会保障という角度から見た資本主義発展の検討を、ぜひ深めていただきたいと思います。たとえば、北欧のような、日本よりはるかに優れた社会保障制度のある国々では、なぜそれが可能になったのか、それを可能とする人民の力は何によって育てられたのか。それらをしっかり研究していただきたいと思います。どのように制度が優れているかだけでなく、優れた制度を実現しうる社会的な成熟の根拠を分析することが、いまの日本社会には深刻に求められているように思います。

最後に、日本国憲法は国民の人権・社会権の問題だけでなく、様々な側面で価値ある条文をもっています。女性の地位向上や、戦争のない世界をめざす取り組みなど。そこで、その領域ごとに行

なわれている様々な運動に、社会権の理念を高くかかげながら積極的に参加していく意思が必要です。憲法どおりの日本をつくる、あるいはそういう発展段階の日本を目指す政治社会の改革運動を、大きく合流させる意思をもつ必要があると思います。日本国憲法を社会づくりの根本指針にします。そういう明快な意思をもった政府を打ち立てることなしに、国民の社会権がよく満たされるということはありません。そのための政治改革の運動の必要を国民に公然と呼びかける取り組みが必要です。そういう政治は誰のどういう力によって可能になるのか、そういう政治の全体像はいったいどのようなものになるのか、それらについての議論を社会の当たり前の話題にしていく必要があると思います。

今後も大いに学びあい、力をあわせていきましょう。

(いしかわやすひろ・神戸女学院大学教授)

※本稿は、2015年1月10日・11日、京都で開催しました第18回合宿研究会での報告を編集部責任でまとめたものです。